

氏 名 ^{やま}山 ^{さき}崎 ^{みつ}充 ^{ひこ}彦
 学位(専攻分野) 博 士 (人間・環境学)
 学位記番号 人 博 第 79 号
 学位授与の日付 平成 11 年 9 月 24 日
 学位授与の要件 学位規則第 4 条第 1 項該当
 研究科・専攻 人間・環境学研究科文化・地域環境学専攻
 学位論文題目 議 会 制 の 危 機

——ドイツ・ヴァイマル時代の議会制論議——

論文調査委員 (主 査)
 教 授 宮本盛太郎 教 授 高橋義人 教 授 山田 誠
 教 授 中西輝政 教 授 初宿正典

論 文 内 容 の 要 旨

申請者の論文「議会制の危機—ドイツ・ヴァイマル時代の議会制論議—」は4人の人物に光を当てながら、ドイツ・ヴァイマル時代の議会制批判論と擁護論の諸相をヴィヴィッドに描き出したものである。

「はじめに」と「序章」において、19世紀末からナチズムの政権獲得に至る時代のヨーロッパの危機の様相と、ヴァイマル・ドイツにおける議会制批判の独特の論理構成が説明され、その議会制批判論がドイツの現実政治において議会制を崩壊させるのに大きな役割を演じたことが指摘される。この論議の研究は、その時代の政治思想研究の重要な研究対象であるに止まらず、議会制制度そのものを考察するための不可欠の研究対象でもある、というのが申請者の問題意識である。申請者は、上記のドイツにおける議会制批判の独特の論理構成とは、左右の政治的立場に関係なく、民主主義と議会制、民主主義と自由主義とを峻別するものであると述べ、第一章でメラー・ファン・デン・ブルック、カール・シュミット、ヴァルター・ベンヤミンの議会制批判論を詳細かつ的確に説明している。以下、第一章を要約する。

いわゆる「塹壕の世代」に属するメラー・ファン・デン・ブルックは1923年に『第三帝国』を発表し、議会制、政党、自由主義に感情的な嫌悪感を吐露した。だが、彼は、民主主義そのものは否認しない。民主主義とは民族が自己自身の運命に参与することである。しかるに、英・仏伝来の自由主義は公からではなく、「個」から出発する。その制度的表現としての議会制は、ドイツ民主主義の基礎である伝統的な共同体を喪失させてしまう。彼が英・仏的議会制に代わるものとして提示したのは、身分代表制であった。国法学者カール・シュミットは民主主義を支配者と被支配者の同一性と定義し、その前提に同質性があるとした。他方、議会主義の基礎は自由主義であり、公開性と討論がその原理的価値であるが、今日この二つの原理は機能していない。シュミットはこの議会制の代わりに、同質性をもつ国民による喝采を通じて、民主主義的同一性を維持する独裁を危機救済の手段として提示した。ヴァルター・ベンヤミンも、プルジョアジーの論理である法実証主義、実定法そのものへの批判を行い、議会制度を初めとする国家・法秩序を破壊する暴力革命の正当化論を展開した。なお、政治的立場の質的に異なるベンヤミンがシュミットの例外状況論から学んでいることを明らかにした。

申請者は第二章において、ヴァイマル時代に議会制を擁護しようとしたヘルマン・ヘラーについて述べている。以下、第二章を要約する。

ヘラーは、基本的には自由主義経済体制を前提としながら生存権を明記したヴァイマル憲法の立場に立ち、この憲法を批判する左右の急進的な批判者に反論した。彼はシュミットとは違って、議会に「多様性における統一」の機能を期待した。国民意志は議会を通じて見ることができるのであり、議会以外には民主主義の基礎をなす制度はない。彼は、議会制の危機の要因を大衆自生主義と政治的天才主義に見い出した。前者は、国家などの統治体は大衆の中から世論によって下から自生的に形成されるものであり、政治的リーダーシップは不要であるという考え方である。このような政治的指導力の欠如を是認する風潮が危機の要因の一つである。後者は、シュミットに見られるような独裁の正当化、政治的天才への信仰である。

ヘラーは、党利党略で動く現実の議会に対抗する強力な政府を要請したが、この政府を支えるものとして政治的に覚醒した強力な教養ある市民の必要性を説いた。彼はまた、国家は「倫理的法原則の適用および実現に奉仕する限りにおいてのみ正当化される」と述べる。ヘラーは、この倫理的法原則を市民が担い、こういう市民の共同の討論の場としての議会を擁護しようとした。

申請者は、第二章の補論としてドイツ国家学の系譜におけるヘラー理論の特質を法実証主義的国家学と政治的国家学の双方を批判した所に求め、さらに第三章において、「例外状況の理論家」としてのシュミットと「通常状況の理論家」としてのヘラーの関係を手際よく要約している。終章と「おわりに」において、政治的危機における知識人の在り方と、政治における人間と制度についての原理的考察がなされている。前者については、丸山眞男の「まるごとのコミットとまるごとの無責任のはざまに立ちながら、内側を通じて内側をこえる展望をめざす」立場が肯定され、後者については、人間の高邁な理念と、誤りを犯す人間を拘束する制度が民主主義・議会制存立の両輪として不可欠である、と主張されている。

参考論文「国会は如何なる点で危機なのか—国会と官僚機構—」は、現代日本の議会制に関する基本的研究であり、具体的には、国会審議の実態における公開性と討論に関する問題、現代行政国家においては不可避ともいべき議会・議員と官僚との関係の問題、選挙制度の問題についての詳細な実証的研究である。

論文審査の結果の要旨

日本の政治学者によるヴァイマル・ドイツの議会制批判の研究は戦前からなされており、その焦点はカール・シュミットの議会制批判に合わされてきた。ヘルマン・ヘラーについての研究も戦前から行われてきたが、主としてドイツ国家学におけるヘラーの方法的特質についての論議がなされたに止まる。申請者は第二章の補論でヘラー理論のドイツ国家学史上の意義を述べているが、これは従来のヘラー研究の在り方をみごとに総括したものである。

申請者は、このような従来の成果を踏まえつつ、その一面性を問題とし、従来の政治学研究者が看過してきたメラ・ファン・デン・ブルックへの言及から本論の筆を起す。メラ・ファン・デン・ブルックの伝記的素描、彼の著『第三帝国』における議会制批判の論理構造の論述は日本の政治学研究者として初めて申請者が本格的になしたものであり、その点にこの論文の第一の意義がある。

第二の意義は、日本でも研究の進んでいるカール・シュミットとヴァルター・ベンヤミンを単に個別に論じるのではなく、両者の関係について内在的な分析をしていることである。申請者は、政治的立場の異なるこの二人の人物の議会制批判の方法的類似性を指摘するとともに、1930年12月9日付のベンヤミンのシュミット宛書簡を手掛かりとして、例外状況についての両者の有機的連関性を鋭く剔抉している。両者についての精緻な分析は高く評価されるべきであろう。

第三の意義は、ヘラーの国家学を主としてドイツ国家学の方法的特質の面から検討してきた従来の研究地点をはるかに越えて、ヘラーの議会制擁護論の基礎となった諸理論を綿密に検討した点にある。その諸理論の重要な支柱となっているのが倫理的法原則であるが、ヘラー自身はこの概念について明快で具体的な説明を残していない。ヘラーは自然法を否定したから、倫理的法原則は理念性と人間の意志による決断の緊張関係と、両者の弁証法的相互性の中で実定法となる。これは、ドグマ化した自然法学と形式論理に依拠する概念法学の双方を批判し、自己独自の創造的な拠点を築くための作業であった。申請者は、ヘラーのこの論理の内部に深く入り込み、倫理的法原則と抵抗権の問題に注目して、歴史状況の中でこの原則を担う主体を探究しつつ悲劇的な結末を迎えることになったヘラーの試みを内在的かつ独創的な視角から捉ええており、このヴィヴィッドな分析に見られる申請者の能力は高く評価され得る。また、市民社会の成熟度に問題のあったドイツで、市民とブルジョアを峻別し、教養ある市民にかけるヘラーの姿を描く申請者の筆致には、従来の日本の研究者が見逃していたヘラーの基本的立場を理解する鍵が隠されている。今や申請者は、日本の代表的なヘラー研究者といってもよい存在であり、幅広くヘラーの原史料に当たり、ヘラーの翻訳書を共訳書の形で出版し、独自の視角からヘラーの思想構造を分析しているが、このことは上記の分析のうちにみごとに示されているといえよう。

参考論文「国会は如何なる点で危機なのか—国会と官僚機構—」は種々問題点の指摘される日本の議会制の一定の側面についての基礎研究であるが、官僚出身議員個々人についての綿密な研究はこの分野に関する貴重な基礎文献となり得るものである。

以上、申請者は、日本の議会制の一定の危機状況をも視野に入れながら、議会制の健全な運用とその存続とを阻むものは

何かという問題関心から、ドイツ・ヴァイマル時代の議会制論議を4人の人物に焦点を合わせて、歴史的背景の下に研究した。その際、政治学、歴史学、文学等の諸分野にわたる幅広い対象領域についての目配りのきいた叙述がなされ、鋭い方法意識が一貫して見られる。多面的に対象に迫った申請者の研究は、本研究科文化・地域環境学専攻日本文化環境論講座（近代化論）の基本理念と研究方針に合致している。また、論文の前提となった諸論文はすでに著書（共著）、学会誌、紀要に公表され、高い評価を受けている。

よって本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成11年6月24日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。